

件名	介護保険施設等への立入検査について
受付日	令和元年8月27日
ご意見・ご提案の概要	介護保険施設等で事故・事件があった場合、施設等に非がない可能性がある事案であっても、県がその施設等への立入検査を行う必要はあるのか。
県の考え方	介護保険施設等における、事故・事件の報告・相談・通報を受けた場合、県では、その施設等が基準に適合した運営を行っているかを立入検査等の手法により確認することとなっていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
担当課	健康福祉部 高齢福祉課